

規 則

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十九号

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

埼玉県立高等看護学院学則（昭和四十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「及び保証人二人が連署した様式第二号の誓約書」を「並びに連帯保証人二人が連署した様式第二号（一）の授業料に係る誓約書及び身元引受人二人が連署した様式第二号（二）の学院生活に係る誓約書」に改める。

第十三条第三項を次のように改める。

3 第一項の連帯保証人及び身元引受人は、成年者でなければならず、また、それぞれ一人以上は、学院に入学又は転入学を許可された者と生計を異にしている者でなければならない。

第十三条の二第一項中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第十四条第二項中「ごと」を削る。

第十七条第一項及び第十八条中「保証人」を「身元引受人」に改める。

第二十三条第一項及び第二十四条中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第二十六条の見出し中「保証人」を「連帯保証人又は身元引受人」に改め、同条中「保証人」を「連帯保証人若しくは身元引受人」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十四条関係）

基礎分野	分 野		授 業 科 目	単位数	時間数
	科学的思考の 基盤	人間と生活・ 社会の理解			
			論理学	一	一五
			人間工学	一	一五
			情報科学Ⅰ（看護と統計）	一	三〇
			情報科学Ⅱ（看護におけるICT）	一	一五
			心理学	一	三〇
			教育学	一	三〇
			生活と文化	一	一五
			看護英語	一	三〇
			いのちを愛する倫理原論	一	一五
			感性を育む人間関係論	一	一五

専門分野									専門基礎分野																								
基礎看護学									小計	健康支援と社会保障制度							疾病の成り立ちと回復の促進							人体の構造と機能				小計	自己と他者を繋ぐ人間関係論				
日常生活援助技術Ⅲ	日常生活援助技術Ⅱ	日常生活援助技術Ⅰ	共通基本技術Ⅳ	共通基本技術Ⅲ	共通基本技術Ⅱ	共通基本技術Ⅰ	看護学概論Ⅱ	看護学概論Ⅰ		安全論	行動科学	関係法規	社会福祉・社会保障	環境学	生命倫理	病態学Ⅶ	病態学Ⅵ	病態学Ⅴ	病態学Ⅳ	病態学Ⅲ	病態学Ⅱ	病態学Ⅰ	微生物学	薬理学	栄養学	生化学	看護形態機能学		解剖生理学Ⅱ	解剖生理学Ⅰ	社会学	健康を支える体育学	社会学
一	一	一	一	一	一	一	一	一	二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	二	二	一四	一	二	一	
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一五	三〇	五五五	一五	一五	三〇	三〇	一五	一五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	四五	三〇	一五	三〇	三〇	四五	四五	三一五	三〇	四五	三〇

様式第一号を次のように改める。

合計															
	小計	臨地実習											実践		
		統合実習	精神看護学実習	母性看護学実習	小児看護学実習	老年看護学実習	成人・老年看護学実習Ⅲ	成人・老年看護学実習Ⅱ	成人・老年看護学実習Ⅰ	地域・在宅看護論実習Ⅱ	地域・在宅看護論実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ	看護技術の統合	看護研究
一〇四	六七	三	二	二	二	二	二	二	二	一	二	一	一	一	一
三、〇七五	二、二〇五	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	四五	九〇	四五	三〇	三〇	三〇

（注1）受験区分
（指定校推薦・推薦・社会人・一般）

受験番号	※記入しないでください。
------	--------------

年度埼玉県立高等看護学院入学願書

年 月 日

（宛先）

埼玉県立高等看護学院長

私は、埼玉県立高等看護学院に入学を志願します。

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日生（入学年度の4月1日現在 歳）
現住所	〒（ — ）
電話	連絡先 — — （注2）緊急連絡先 — — （氏名 関係 ）
電子メール	

（注）1 （指定校推薦・推薦・社会人・一般）のいずれかを○で囲んでください。

2 緊急連絡先の欄は、志願者に連絡が取れない場合の連絡先並びにその者の氏名及びその者と志願者との関係（親類、同僚、友人等）を記入してください。

様式第二号を様式第二号（一）とし、同様式を次のように改める。

授業料に係る誓約書

年 月 日

(宛先)

埼玉県立高等看護学院長

私は、埼玉県立高等看護学院に在学中は、遅滞なく、埼玉県立高等看護学院条例第7条第1項に規定する授業料を納付することを誓約します。

なお、正当な理由がなく授業料を納付しなかつたときは、埼玉県立高等看護学院学則第19条第4号に従い、退学とされても異議ありません。

本人 氏名(自署)

保護者 氏名(自署)

本人の埼玉県立高等看護学院在学中、本人が負う授業料の支払の債務(年額円)について、連帯して保証します。

連帯保証人 住所

氏名(自署)

本人との関係

連帯保証人 住所

氏名(自署)

本人との関係

備考 本人が未成年者の場合は、保護者が連署してください。

様式第三号の前に次の一様式を加える。

学院生活に係る誓約書

年 月 日

(宛先)

埼玉県立高等看護学院長

私は、入学の上は、埼玉県立高等看護学院学則等の関係規則及び指示事項を厳守し、誠実に勉学に励むことを誓約します。

本人 氏名(自署)

保護者 氏名(自署)

上記の者が在校中は、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 関係規則及び指示事項を厳守させます。
- 2 本人への連絡が取れない場合その他緊急を要する場合に、学院からの連絡に応じます。
- 3 本人が埼玉県立高等看護学院学則に定める願い出をする際に、所定の書類に連署します。

身元引受人 住所

氏名(自署)

本人との関係

身元引受人 住所

氏名(自署)

本人との関係

備考 本人が未成年者の場合は、保護者が連署してください。

「 氏名
住所
保証人

株式会社第五号中「あて先」を「宛先」に
氏名
住所

保証人
氏名
住所

⑩ 「 氏名(自署)
住所
身元引受人

⑪ を 氏名(自署)
住所

身元引受人
⑫ 「 氏名(自署)
住所」

を。

株式会社第五号中「あて先」を「宛先」に格を「⑩」を記す。

「 氏名
住所
保証人

株式会社第六号中「あて先」を「宛先」に
氏名
住所

保証人
氏名
住所

⑬ 「 氏名(自署)
住所
身元引受人

⑭ を 氏名(自署)
住所

身元引受人
⑮ 「 氏名(自署)
住所」

を。

「 (宛先) 「 (宛先)
株式会社第七号及び株式会社第五号 埼玉県知事」 を 埼玉県立高等看護学院

「 氏名
住所
保証人
連帯保証人

に
長」 氏名
住所
保証人
連帯保証人

⑯ 氏名
住所」

氏名(自署)
住所

氏名(自署)
住所
を記す。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県立高等看護学院学則（次項及び附則第四項において「新規則」という。）第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十七条第一項、第十八条、第二十三条第一項、第二十四条、第二十六条、様式第一号から様式第二号（二）まで、様式第四号並びに様式第六号から様式第八号までの改正規定は、令和八年四月一日以後に高等看護学院に入学又は転入学する者について適用し、同年三月三十一日において高等看護学院に在学する学生については、なお従前の例による。

3 新規則別表の規定は、令和四年四月一日以後に高等看護学院に入学した学生について適用し、同年三月三十一日において高等看護学院に在学する学生については、なお従前の例による。

4 令和四年四月一日以後に高等看護学院に転入学をした学生に係る教育課程は、新規則別表の規定にかかわらず、当該学生の属する年次に在学する学生に係る教育課程と同じ教育課程とする。

5 この規則による改正前の埼玉県立高等看護学院学則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。